

医学研究等における医学倫理的配慮について

(1) 医学研究等の対象となる者の人権の擁護及び個人情報保護の方法(生命倫理を含む)

本研究は味覚障害を来しやすい抗癌剤治療（点滴・内服）を受けている患者様で、研究に同意が得られた方を対象とする。本研究の実施については、調査施設（関門医療センター）の倫理委員会の承認を得る。

(2) 医学研究等の対象となる者に理解を求め、同意を得る方法倫理委員会の承認を得られた場合に、研究者（がん化学療法認定看護師）が研究協力に関する具体的な説明を行なう。説明は文書を用いて、研究の趣旨、目的、協力内容、研究参加による利益・不利益、研究に参加しない場合でも不利益はないこと、参加後も撤回可能であること個人のプライバシーの保護、厳重なデータ管理等について説明する。同意の得られた看護師には、同意書にサインしていただく。

(3) 医学研究等の対象となる者に生ずる不利益及び危険性に対する配慮（遺伝子カウンセリングを含む）上記（医学研究等の対象となる者に理解を求め、同意を得る方法）を参照

各委員：出席者全員一致で了承。